

土地の埋立てなどの規制が変わります

勝浦市では、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的として、「勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定し、平成23年9月1日より施行します。

この条例は、土砂などの埋立て、盛土、たい積行為及び土砂などの土質について必要な規制を従来より強化することにより、自然環境や生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、住民の健康で安全かつ安心な生活を確保することを図ろうとするものです。

【条例の概要】

・市が規制する埋立て等について

従来、市は500平方メートル以上3,000平方メートル未満の埋立てなどを規制対象としていましたが、本条例の制定に伴い500平方メートル以上の全ての埋立てなどが市が規制する対象となります。(ただし、国又は地方公共団体の事業などは対象外となります。)

・事前協議の手続きについて

埋立てなどの面積が3,000平方メートル以上の場合、許可申請に先立ち、市と事前協議が必要となります。

・土地所有者などの同意について

許可申請に先立ち、埋立てなどを行う区域の土地の所有者及びその土地に係る権利者(地上権、永小作権、質権、貸借権、抵当権)に対し、土砂などの埋立てなどについて説明をし、同意を得る必要があります。

・近隣住民などの承諾について

埋立てなどの面積が3,000平方メートル以上の場合、許可申請に先立ち、埋立てなどを行う区域から500メートル以内に居住する全世帯の世帯主の2分の1以上の承諾を得る必要があります。また、埋立てなどを行う区域に隣接する土地の所有者全員から承諾を得る必要があります。

・土地所有者の責務について

土砂などの埋立てなどをする事業者に土地を使用させる土地所有者は、埋立てなどの内容について十分確認したうえで同意しなくてはなりません。土地所有者も埋立てなどの事業者と同等の責務を負うこととなります。

